

1. 平成 27 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たります。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 27 年国勢調査は簡易調査になります。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみますと、戦前は大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年、27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されています。

調査の時期

平成 27 年 10 月 1 日午前零時現在

調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住しているものについて行いました。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校もしくは第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き 3 か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

調査事項

平成 27 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査しました。

（世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住所に住んでいる期間

- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）
- (11) 仕事の種類（職業）
- (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

今回の調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前にはどこに住んでいましたか」の2つの調査事項を追加しました。一方、簡易調査年における記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除しました。

調査の方法

1. 調査区の設定

調査の実施に先立ち、平成26年10月1日現在で、本市内を次のように区分し3,210区の調査区を設定しました。なお、調査区は集計の単位である基本単位区を基に構成されています。

一般調査区	3,063区
特別調査区	147区
自衛隊区域	25区
駐留軍区域	4区
寄宿舎	9区
刑務所	2区
工場・学校	22区
社会施設	70区
山林・原野	14区
水面	1区

（地区別調査区数）

本 庁	577区
追 浜	248区
田 浦	163区

逸	見	80 区
衣	笠	500 区
大	津	305 区
浦	賀	336 区
久	里 浜	370 区
北	下 浦	278 区
	西	353 区
合	計	3,210 区

2. 調査の流れ

調査は、総務省（統計局）－都道府県－市区町村－指導員－調査員の流れにより行い、本市は述べ調査員 1,292 名、指導員 330 名により実施しました。

3. 調査日程

9 月 10 日～12 日	インターネット利用案内配布
9 月 26 日～30 日	調査票配布
10 月 1 日～20 日	調査票回収検査
11 月 2 日まで	指導員へ書類提出
11 月 17 日まで	市総務課へ提出

結果の公表

1. 要計表による人口

平成 28 年 2 月 26 日付け官報で、要計表による人口を公示しました。

2. 確定人口

平成 28 年 10 月 26 日付け官報で、確定人口を公示しました。

本市でも確定人口公表後、本市分を取りまとめて、「国勢調査結果報告」として公表します。